

東大阪市健康経営認定事業所認定マーク使用規程

（趣旨）

第1 本使用規程は、「東大阪市健康経営認定事業所」として認定された事業所（以下「認定事業所」という。）が、東大阪市健康経営認定事業所認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものとする。

（マーク）

第2 認定マークは、別紙に掲げるものとする。

（マークの使用）

第3 認定マークの使用については以下のとおりとする。

- （1）認定事業所は、認定マークを使用して広報活動を展開することができる。
- （2）認定事業所は、「東大阪市健康経営認定事業所」の認定を受けた日以降、認定マークを無償で使用することができる。
- （3）認定マークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。
- （4）認定事業所は、「東大阪市健康経営認定事業所」の認定有効期間の満了、認定の取消等により、「東大阪市健康経営認定事業所」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、認定マークを使用することができない。
- （5）東大阪市及び認定事業所以外の者は、原則として、認定マークを使用することができない。ただし、「東大阪市健康経営認定事業所」の取組を広く周知啓発することを目的として報道機関や協力団体等が使用する場合など、東大阪市の許諾がある場合は、この限りでない。

（使用の中止）

第4 認定マークの使用に関し、以下の事項に該当すると認められる場合、東大阪市はその使用を差し止めることができる。

- （1）認定マークの色や形を変更した場合（ただし、縦横の比率を変更しない拡大・縮小は除く）
- （2）有償販売を行う商品に表示するなど、営利目的で使用した場合
- （3）その他使用が不適切であると認められる場合

（権利）

第5 認定マークに関する一切の権利は、東大阪市に帰属する。

（責任の制限）

第6 東大阪市は認定マークの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第7 この規程に定めるものの他、認定マークの取扱いについて必要な事項は、東大阪市が別に定める。

(附則)

この規定は、令和 7 年6月17日から施行する。

(別紙) 東大阪市健康経営事業所認定マーク(案)

1. JPEG

1 つ星認定マーク



東大阪市健康経営

2 つ星認定マーク



東大阪市健康経営

3 つ星認定マーク



東大阪市健康経営

2. PNG



東大阪市健康経営



東大阪市健康経営



東大阪市健康経営